

## 第2回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

令和4年3月2日提出

### I 件数 35件

【内訳】 議案 34件 (条例関係8件、予算関係24件、その他2件)  
報告 1件 (専決処分の報告1件)

### II 議案の要旨

#### 《条例関係》

議案第2号	南相馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
-------	------------------------------------

#### 【趣旨】

令和3年福島県人事委員会勧告に準じて非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和を行うほか、必要な改正を行うもの。

#### 【主な内容】

##### 1 改正概要

- (1) 非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和（第2条、第21条関係）  
育児休業、介護休暇、部分休業及び介護時間の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」との要件の廃止
- (2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等
  - ①妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認（第24条関係）
  - ②勤務環境の整備（研修実施、相談体制整備等）（第25条関係）

##### 2 施行日 令和4年4月1日

議案第3号

南相馬市東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

東日本大震災等による被災者に対する令和4年度の国民健康保険税及び介護保険料の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

国民健康保険税の減免（第3条関係）及び介護保険料の減免（第4条関係）

区 分	減免適用年・月	
	改正後	改正前
① 帰還困難区域及び上位所得層（※1）を除く旧避難指示区域等（※2）の被保険者	令和4年4月～令和5年3月	令和3年4月～令和4年3月
② 帰還困難区域及び旧避難指示区域等以外の被災区域の被保険者（※3）	令和4年4月～令和5年3月	令和3年4月～令和4年3月
③ 上記①②以外の地域	減免なし	減免なし

- ※1 上位所得層とは、  
 【国保】基礎控除後の総所得金額の世帯合算額が600万円を超える世帯  
 【介護】介護保険法施行令第38条の規定に基づく被保険者個人の合計所得金額633万円以上を基準

- ※2 旧避難指示区域等とは、  
 平成25年度以前に指定が解除された(a)旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された(b)旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された(c)旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された(d)旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された(e)旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域

- ※3 ①の上位所得層のうち、②の減免基準（家屋の全半壊等）の対象となる場合は、②に移行して減免となる

《参考：保険税（料）対象者及び減免額等》（令和4年度当初予算ベース）

区 分	国民健康保険税		介護保険料	
	対象世帯数	減免額	対象人数	減免額
① 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者	対象世帯数	8,218 世帯	対象人数	17,553 人
	減免額	894,783 千円	減免額	1,184,080 千円
	減免額の費用負担	災害臨時特例補助金(2/10) 178,956 千円 特別調整交付金(8/10) 715,827 千円	減免額の費用負担	災害臨時特例補助金(2/10) 236,816 千円 特別調整交付金(8/10) 947,264 千円
② 帰還困難区域及び旧避難指示区域等以外の被災区域の被保険者	対象世帯数	184 世帯	対象人数	467 人
	減免額	16,961 千円	減免額	28,757 千円
	減免額の費用負担	特別調整交付金(9/10) 15,265 千円 市負担(1/10) 1,696 千円	減免額の費用負担	特別調整交付金(8/10) 23,058 千円 市負担(2/10) 5,752 千円

2 施行日 令和4年4月1日

【趣旨】

子どものいる世帯の国民健康保険税の負担軽減を目的とした子どもの均等割額の減額・免除を行うため、必要な改正を行うもの。

【主要内容】

1 改正概要

(1) 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(未就学児)に係る均等割額を5割軽減するもの。

①軽減対象人数及び軽減対象額 (令和3年度当初賦課ベース)

231人 2,270千円

②軽減対象額に係る負担割合

国1/2 (1,135千円)、県1/4 (567千円)、市1/4 (568千円)

(2) 平成30年度から実施している国民健康保険の被保険者に係る子ども(18歳以下)の均等割免除措置について、令和4年度においても継続するもの。(附則第20項関係)

①対象 18歳到達後最初の3月31日までの間にある者の世帯主

②期間 令和4年度の1年間(南相馬市東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の延長に併せ延長)

③参考 免除見込額 247人 6,025千円

・均等割額軽減等措置の適用イメージ

0歳～6歳未満			6歳～18歳以下			
㉞の軽減有		㉞の軽減無	㉞の軽減有		㉞の軽減無	
㉞低所得者7割	㉞低所得者5割	㉞低所得者2割	㉞未就学児	㉞低所得者7割	㉞低所得者5割	㉞低所得者2割
	㉞未就学児	㉞未就学児				
㉞未就学児						
		㉞大震災減免 又は ㉞子ども(18歳以下)免除 (㉞と㉞の軽減後の額の減免又は免除)				

㉞低所得者に係る軽減(所得に応じて7割、5割、2割の軽減がある。)

㉞未就学児(6歳未満)に係る軽減

㉞東日本大震災等における減免

㉞子ども(18歳以下)に係る免除の優先順で軽減等措置を適用する。

2 施行日 令和4年4月1日 (文言整理部分は公布の日)

**議案第5号****南相馬市こども・子育て応援条例制定について****【趣旨】**

本市のこども・子育て支援における基本理念を定め、市、保護者、市民、学校等及び事業者の役割を明らかにするとともに、こども・子育て施策の基本となる事項を定めることにより、こども・子育てに関する施策を総合的に推進し、「こどもたちの笑顔がかがやくまち」の実現を目指すため、新たに条例を制定するもの。

**【主な内容】****1 制定概要**

定める項目	条	内 容
目的	第1条	本市のこども・子育て支援及び地域社会全体でこども・子育てを応援するための基本理念を定め、市、保護者、市民、学校等及び事業者の役割を明らかにするとともに、こども・子育て施策の基本となる事項を定めることにより、こども・子育てに関する施策を総合的に推進し、もってこどもたちの笑顔がかがやくまちの実現に寄与することを目的とします。
基本理念	第3条	次の事項を基本理念として、地域社会全体で推進します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもが、性別、国籍、障がい、経済状況、家庭の状況などによって、差別、虐待などを受けることがないよう、こどもの人権を尊重します。</li> <li>・こどもの思いや意見が大切にされるとともに、年齢及び成長に応じた最善の利益に配慮します。</li> <li>・出産を希望する市民が、安心してこどもを生み育てることができ、その成長に喜びを実感できる環境を確保します。</li> <li>・市、保護者、市民、学校等及び事業者が、それぞれの役割を認識し、こども・子育て支援に主体的に取り組むとともに、相互に連携及び協働して行います。</li> </ul>
役割	第4条 ～ 第8条	市、保護者、市民、学校等及び事業者の役割を規定
支援施策	第9条 ～ 第14条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもが健やかに育つための支援</li> <li>・支援を必要とするこどもへの支援</li> <li>・保護者や子育て家庭への支援</li> <li>・相談支援体制の充実</li> <li>・こどもの社会参加をする場や機会の創設</li> <li>・子育てにおける様々な段階や状況に応じた切れ目のない支援 について規定</li> </ul>
推進体制等	第15条 ～ 第19条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援事業計画の策定</li> <li>・子ども・子育て審議会による施策の実施状況評価</li> <li>・必要な体制整備</li> <li>・必要な財政上の措置</li> <li>・必要な広報及び啓発 について規定</li> </ul>

**2 施行日 令和4年4月1日**

議案第6号

南相馬市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

第8期介護保険事業計画に基づく令和4年度分の介護保険料の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

令和3年度に引き続き、令和4年度における介護保険料について、減免等の対象とならない者に対し、第8期保険料を第4期保険料と同額になるよう軽減措置を設ける。(附則第10項関係)

○保険料段階別の保険料金額及び基準額に対する割合

段 階	( 対 象 者 )	基準額に対する割合	第8期保険料	第4期保険料
第1段階	○ 生活保護を受けている人 ○ 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 ○ 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.30	21,200円	18,600円
第2段階	○ 世帯全員が市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額 ×0.50	35,400円	第5期新設 (23,400円)
第3段階	○ 世帯全員が市民税非課税であって、前年の本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	基準額 ×0.70	49,500円	27,900円
第4段階	○ 本人が市民税非課税の人であって、(世帯内に市民税課税者がいる場合)前年の本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.90	63,700円	30,800円
第5段階 (基準)	○ 本人が市民税非課税の人であって、(世帯内に市民税課税者がいる場合)前年の本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の人	基準額 ×1.00	70,800円 (月額5,900円)	37,200円 (月額3,100円)
第6段階	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人 イ 本人が要保護者であって、当該段階の額の適用により非保護者となるもの	基準額 ×1.20	85,000円	40,100円
第7段階	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の人 イ 本人が要保護者であって、当該段階の額の適用により非保護者となるもの	基準額 ×1.30	92,000円	46,500円
第8段階	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 イ 本人が要保護者であって、当該段階の額の適用により非保護者となるもの	基準額 ×1.50	106,200円	55,800円
第9段階	○ 本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上の人	基準額 ×1.70	120,400円	65,100円

【参考】軽減見込額 3,688人 129,299千円

2 施行日 公布の日

## 議案第7号

## 南相馬市就業等人材確保住宅条例を廃止する条例制定について

### 【趣旨】

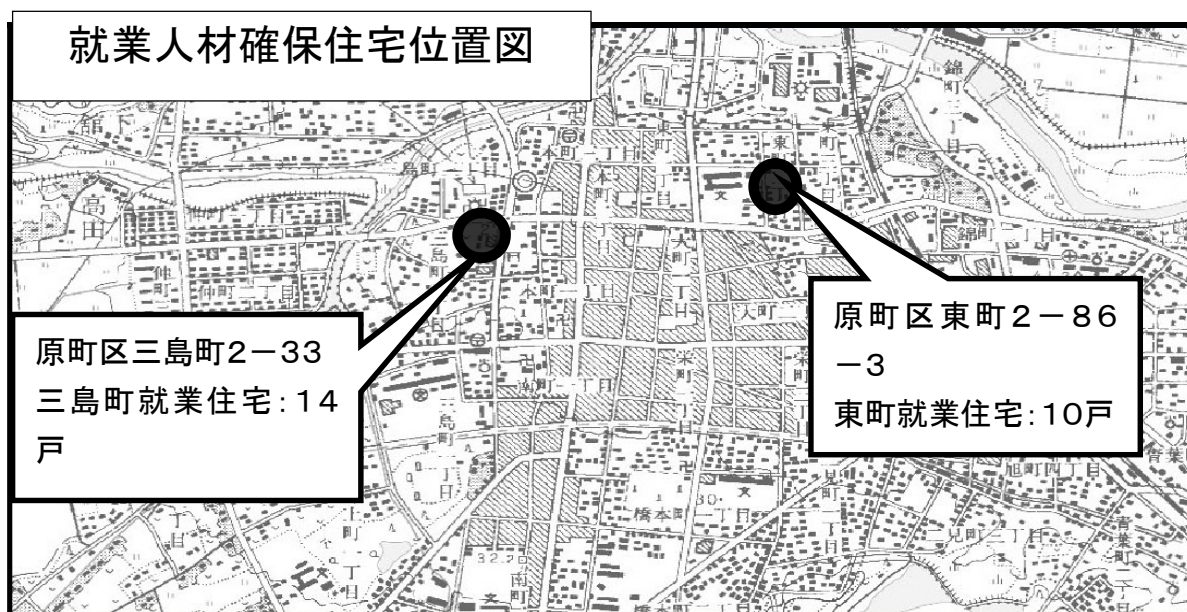
公の施設である就業等人材確保住宅を廃止するため、条例を制定するもの。

### 【主な内容】

#### 1 廃止の理由

就業等人材確保住宅については、平成29年度に利用を開始し、令和3年度末で5年のリース契約が終了する。現在、市内の民間賃貸住宅の不足状況は解消され、空き室も出ている状況から、当初計画のとおり、施設を廃止するもの。

#### 2 施行日 令和4年4月1日



三島町就業住宅



東町就業住宅



## 議案第8号

## 南相馬市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

## 【趣旨】

消防団員減少対策として消防団員の処遇改善等を図るため、出動報酬の創設及び休団制度の導入ほか、必要な改正を行うもの。

## 【主な内容】

## 1 改正概要

## (1) 年額報酬の引上げと出動報酬の創設

国から消防団員の報酬等の基準が示されたことに伴い、年額報酬の引上げと出動報酬を創設するもの

## 年額報酬

区分	現行	改正後	増減
消防団長	250,000円	—	—
副消防団長 副消防団長兼区団長	240,000円	—	—
副消防団長 副区団長	140,000円	—	—
分団長	100,000円	—	—
副分団長	76,000円	—	—
部長	55,000円	—	—
班長	37,000円	<b>46,500円</b>	<b>9,500円</b>
団員 団員	27,000円	<b>36,500円</b>	<b>9,500円</b>
班長 ラッパ班長	37,000円	—	—
団員 ラッパ手	27,000円	—	—
団員 機能別団員	10,000円	—	—

## 出動報酬

区分	現行	改正後	
		支給単位	報酬額
火災、水害、その他の災害現場に出動した場合	規定なし	2時間未満	1日につき 2,000円
		2時間以上4時間未満	1日につき 4,000円
		4時間以上	1日につき 8,000円
行方不明者捜索に出動した場合	規定なし	2時間未満	1日につき 2,000円
		2時間以上4時間未満	1日につき 4,000円
		4時間以上	1日につき 8,000円

区分	現行 費用弁償	改正後 報酬額	増減
	1日につき	1日につき	
警戒のため出動した場合	2,800円	3,500円	700円
訓練のため出動した場合	2,800円	3,500円	700円
機械整備のため出動した場合	2,800円	3,500円	700円
訓練指導員が訓練指導のため出動した場合	3,500円	3,500円	—

### (2) 団員資格の見直し

消防団員の従来の資格要件である「居住要件」、「年齢要件」に加え、「勤務要件」を追加し、勤務先が本市にある方が団員として活動できるようにするもの。

### (3) 休団制度の創出

消防団員の活動しやすい環境づくりを進めるため、長期出張、育児等で長期間活動に参加することができない場合は、団員の身分を保持したまま3年を超えない範囲内で消防団活動を休止できる制度を導入するもの。

### (4) 参考

影響額 令和3年度予算比 4,317千円増

## 2 施行日 令和4年4月1日



## 【趣旨】

スポーツセンターの大規模改修に伴い、新たに冷暖房設備の利用料金を定めるため、必要な改正を行うもの。

## 【主な内容】

## 1 改正概要

令和3年度市スポーツセンター大規模改修において、従来の暖房設備を廃止し、新たに冷暖房が可能な輻射パネル等の整備を行ったため、附带設備利用料金として冷暖房の利用料金を追加するもの。

設備	現行	改正後
冷房設備	会議室のみ	会議室、アリーナ、観客席
暖房設備	蒸気式暖房 料金は、実費相当額（重油ボイラー燃料費1時間約1万円）	輻射パネル（アリーナ）、スポットエアコン（観客席） 料金は、下記料金表のとおり

## 追加する利用料金表

区 分				単 位	利用料金 (単位：円)
アリーナ 冷暖房	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	1,400
			市外	1時間	2,100
		体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	2,800
			市外	1時間	3,500
	営利目的の場合			1時間	4,900
観客席 冷暖房	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	300
			市外	1時間	450
		体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	600
			市外	1時間	750
	営利目的の場合			1時間	1,050

## 2 施行日 令和4年4月1日

《補正予算関係》

- 議案第10号 令和3年度南相馬市一般会計補正予算について
- 議案第11号 令和3年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第12号 令和3年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第13号 令和3年度南相馬市育英資金貸付特別会計補正予算について
- 議案第14号 令和3年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計補正予算について
- 議案第15号 令和3年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について
- 議案第16号 令和3年度南相馬市太田財産区特別会計補正予算について
- 議案第17号 令和3年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第18号 令和3年度南相馬市水道事業会計補正予算について
- 議案第19号 令和3年度南相馬市病院事業会計補正予算について
- 議案第20号 令和3年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について
- 議案第21号 令和3年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

《当初予算関係》

- 議案第22号 令和4年度南相馬市一般会計予算について
- 議案第23号 令和4年度南相馬市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第24号 令和4年度南相馬市介護保険特別会計予算について
- 議案第25号 令和4年度南相馬市育英資金貸付特別会計予算について
- 議案第26号 令和4年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計予算について
- 議案第27号 令和4年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計予算について
- 議案第28号 令和4年度南相馬市太田財産区特別会計予算について
- 議案第29号 令和4年度南相馬市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第30号 令和4年度南相馬市水道事業会計予算について
- 議案第31号 令和4年度南相馬市病院事業会計予算について
- 議案第32号 令和4年度南相馬市工業用水道事業会計予算について
- 議案第33号 令和4年度南相馬市下水道事業会計予算について

## 《その他》

### 議案第34号 市道路線の認定、変更及び廃止について

#### 【趣旨】

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるもの。

#### 【主な内容】

##### 1 概要

- ・ 泉官衙遺跡史跡公園整備事業に伴う市道の区間変更及び認定
- ・ 県防災林事業に伴う市道の区間変更及び廃止

#### 【路線内容】

内 容	路 線 名	総延長	幅 員
認定路線	泉寺家前線	110.2 m	5.0m～ 8.9m
変更路線	1 級 3 号線	▲190.4 m	10.0m～13.0m
	泉大磯線	151.9 m	3.3m～20.7m
廃止路線	東 2 5 8 号線	▲121.0 m	4.3m
	東 2 6 0 号線	▲89.9 m	3.9m～ 5.9m
	東 2 6 2 号線	▲242.9 m	4.2m～10.0m
	東 2 6 4 号線	▲129.0 m	4.4m～ 5.2m
	東 4 3 1 号線	▲1,039.3 m	4.5m～13.1m

##### 2 路線図 16ページから18ページまでのとおり

## 議案第35号 南相馬市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

### 【趣旨】

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の規定に基づき、南相馬市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定するため、議会の議決を求めるもの。

### 【主な内容】

#### 1 背景

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正に伴い、郵便局で取扱い可能な地方公共団体事務にマイナンバーカードの電子証明書関連事務等が追加となった。法の規定に基づき、マイナンバーカードの電子証明書関連事務等の事務を行う郵便局を指定し、市民の利便性の確保と市民サービス向上を図るもの。

#### 【法による郵便局が取扱い可能な地方公共団体事務】

- 平成13年の法律制定により取扱いが可能となった事務
  - ①戸籍謄本等の交付 ②納税証明書の交付 ③住民票の写し等の交付
  - ④戸籍附票の写しの交付 ⑤印鑑登録証明書の交付
- 令和3年の法律の一部改正により追加された事務
  - ⑥転出届の受付等
  - ⑦マイナンバーカードの電子証明書関連事務
    - ・署名用電子証明書の発行・更新等
    - ・利用者証明用電子証明書の発行・更新等
  - ⑧印鑑登録廃止の申請受付

#### 2 指定する郵便局

上真野郵便局（鹿島区）

##### 選定の理由

南相馬市内の郵便局10局中（簡易郵便局を除く）、市・区役所から2キロ以上離れており、近隣地域の住民登録者数が2,000人程度あり、利用が見込まれるとして選定した。

なお、利用状況を検証し、指定する郵便局の段階的拡大について検討していく。

### 3 指定した郵便局が取扱う地方公共団体事務の内容

令和3年の法律の一部改正により追加された事務のうち、マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新に関する事務とするもの。

### 4 指定した郵便局で市民が受けられるサービス

マイナンバーカードの電子証明書は、マイナンバーカードのICチップに記録されているデジタルの身分証明書であり、その証明書の有効期間（交付後の最初の誕生日から5年間）が満了すると失効するため、指定した郵便局窓口において更新の手続きが行えるようになるもの（新たに電子証明書の発行を受ける場合を含む）。

また、マイナンバーカードの電子証明書の利用には暗証番号の入力が必要であるが、暗証番号の入力を連続し誤って入力するとロックがかかり利用ができなくなるため、暗証番号のロック解除と新しい暗証番号の設定について手続きが行えるようになるもの。

### 5 指定の期間

令和4年6月1日から令和5年3月31日まで

(いずれからも指定解除の意思表示がないときは、取扱期間を1年間延長。以後同様)

#### マイナンバーカードの電子証明書

##### ①署名用電子証明書

氏名、住所、生年月日、性別の4情報が記載され、インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用（例：e-Tax等の電子申請の際に使用）「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」を証明するもの。

##### ②利用者証明用電子証明書

インターネットのウェブサイト等にログインする際に利用（例：マイナポータルへのログイン、コンビニでの住民票の写し等の交付の際に使用）「ログインした者が、利用者本人であること」を証明するもの。

## 《報告》

### 報告第1号 専決処分の報告について

#### 【趣旨】

地方自治法第180条第1項（議会の委任による専決処分）の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

#### 【専決第1号 損害賠償の額の決定及び和解について 令和4年2月10日専決】

##### 1 損害を賠償し和解する相手方

千葉県野田市蕃昌257番地  
株式会社エフ・エス・エル

##### 2 損害賠償の額

71,720円  $\left( \begin{array}{l} \text{うち保険等により補てんされる額} \quad 71,720\text{円} \\ \text{市が自ら負担する額} \quad \quad \quad \quad \quad 0\text{円} \end{array} \right)$

##### 3 損害賠償の理由及び和解の内容

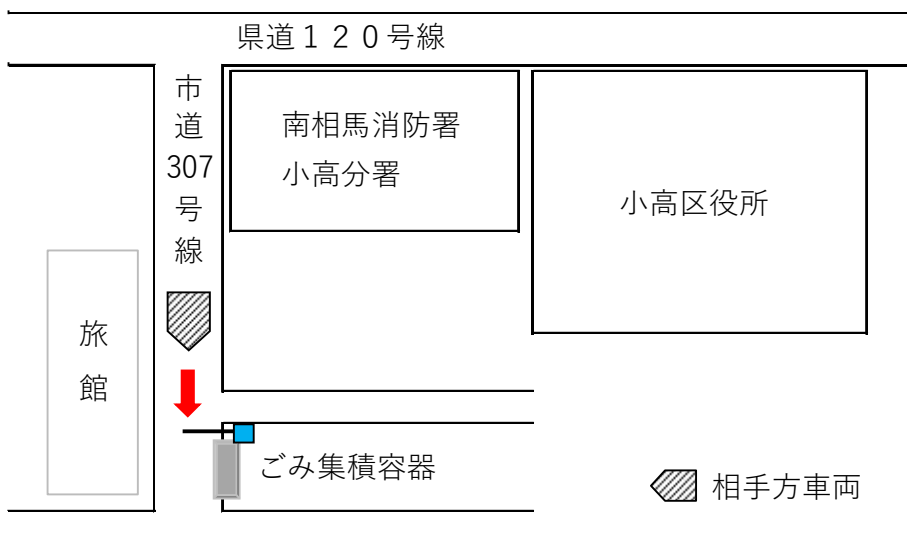
令和4年1月7日（金）午後2時10分頃、南相馬消防署小高分署西側の市道沿いに設置されていたごみ集積容器及び支柱が強風のため市道側に倒れ、走行中の相手方車両の前方左側バンパー下部が損傷し、損害を与えたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。

##### 4 事故の種類

物損事故（人身事故なし）

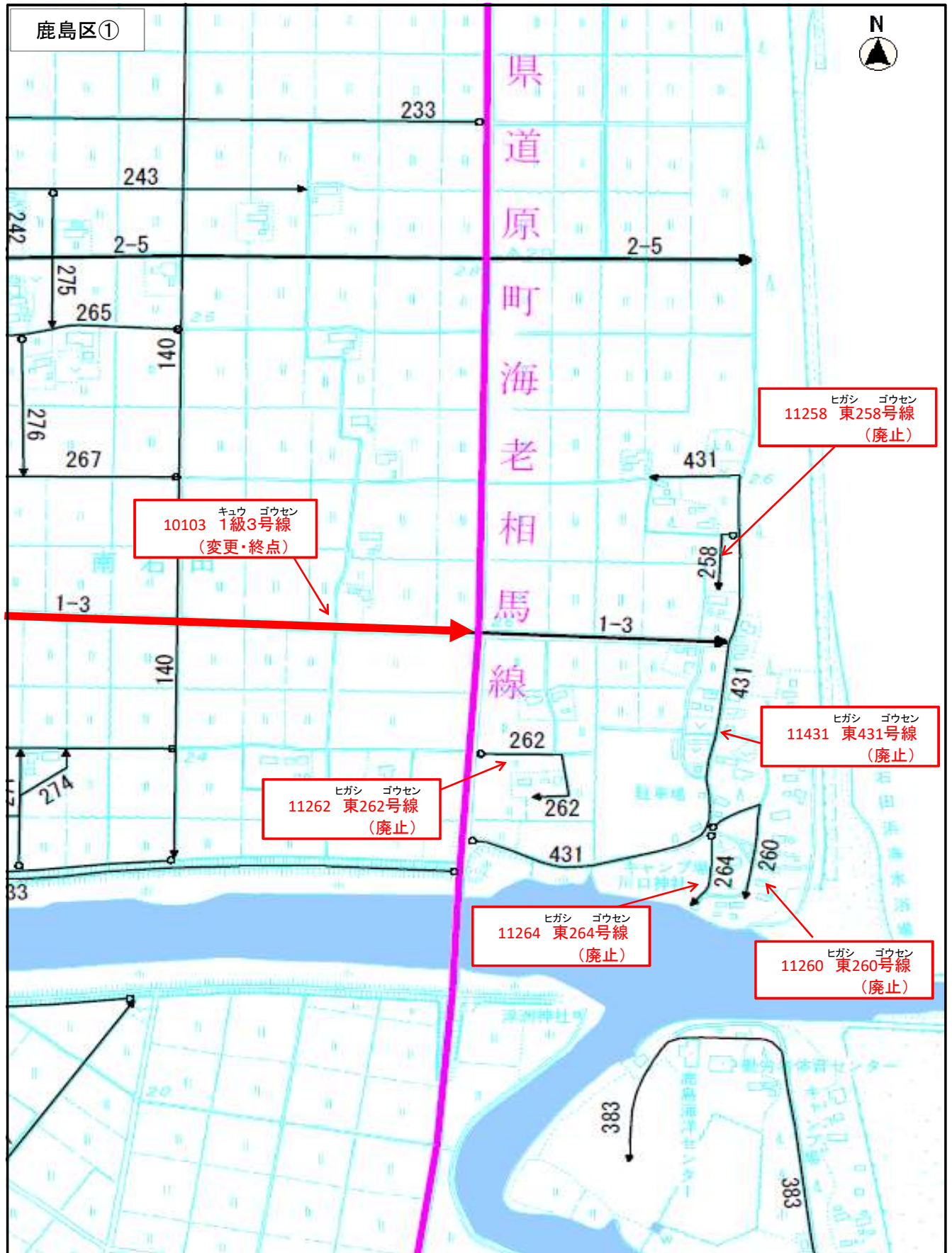
##### 5 事故状況図



# 全体位置図







原町区①

点線：変更前の泉大磯線

実線：認定及び変更路線

【変更前】



【変更後】

